



厚生労働省

沖縄労働局  
Okinawa Labour Bureau

平成27年 11 月 4 日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 幸地光彦

産業安全専門官 長嶺 進

電話:098 (868) 4402

## 「荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会」 が開催されます

荷主等の企業の皆様へ

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生し、さらにその内の70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。

このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項が示されました。

この講習会は、荷役ガイドラインの教育カリキュラムに基づいて実施されるものであります。沖縄県内でも開催されます。詳細は、次ページの開催案内及び以下のURLを御確認ください。

URL：[http://www.rikusai.or.jp/public/kyoiku/niyaku-guideline\\_kyouiku/ninushi-kyoiku\\_H27/kousyuukai\\_guide.htm](http://www.rikusai.or.jp/public/kyoiku/niyaku-guideline_kyouiku/ninushi-kyoiku_H27/kousyuukai_guide.htm)

※ 当該講習会は、厚生労働省委託事業「荷役ガイドラインに基づく講習会」として、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が受託し全国47か所で開催されるものです。

